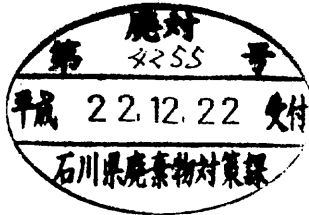




環廃産発第 101222001 号  
平成 22 年 12 月 22 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長



いわゆるミニ処分場に係る指導の強化について

産業廃棄物行政の推進については、かねてより御尽力いただいているところである。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成9年政令第269号。以下「改正政令」という。)の施行前に設置された許可又は届出の対象となる規模要件に満たない廃棄物の最終処分場(以下「ミニ処分場」という。)については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正等について」(平成9年9月30日付け衛環第250号)において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の適用関係を明確にするため、その所在の確認に努めるよう、また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について」(平成17年2月18日付け環廃対発第050218003号、環廃産発第050218001号)において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第296号)が施行された平成17年4月1日以降にあつては、ミニ処分場に係る廃棄物の埋立処分基準の明確化を行った趣旨を踏まえ、これに違反する場合には、生活環境保全上の支障が生じ、又は拡大することのないよう厳格に対処するよう、各都道府県及び各政令市あて、通知したところである。

しかしながら、今般、改正政令施行時にその所在が確認されておらず、法の適用関係が明確にされていないにもかかわらず、ミニ処分場と称して、現在でもなお廃棄物の埋立処分が行われている処分場が存在しているところであり、貴職におかれては、下記事項に留意されるとともに、不法な埋立処分により、生活環境保全上の支障が生じることがないよう、法第18条第1項に基づく報告徴収又は同第19条第1項に基づく立入検査等によりミニ処分場の実態の把握に努め、法違反が認められた場合には、「行政処分の指針について(通知)」(平成17年8月12日付け環廃産発第050812003号)に従い、積極

的かつ厳正に対処されたい。

なお、本通知は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づき技術的助言であることを申し添える。

## 記

1 改正政令施行以前について、複数の埋立地が一体として機能すると認められる処分場については、その埋立地の面積を合算して許可又は届出の対象となるか判断すべきとしていたところであり、当該面積を合算して 3,000m<sup>2</sup> 以上の安定型処分場又は 1,000m<sup>2</sup> 以上の管理型処分場については、ミニ処分場には該当しないこと。

なお、「一体として機能する」とは、当該施設の設置者が同一であること、地形的に連続していること、又は同一の施設若しくは付帯設備(管理棟、搬入路、埋立機械、浸出液処理設備等)を共用すること等の観点から当該施設の状況を総合的に勘案して判断すべきとしており、当該取り扱いについては改正政令の施行以前から同様であること。

2 改正政令施行時にミニ処分場であったとしても、その後、当該施設の規模(埋立容量又は面積)の拡大等を行う場合にあっては、現行法に基づき設置許可が必要であること。

3 ミニ処分場であっても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 3 条第 3 号又は第 6 条第 1 項第 3 号に定める埋立処分に係る基準が適用されていること。

また、平成 17 年 4 月 1 日以降は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた廃棄物のみの埋立を行う場合を除き、埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な環境省令で定める設備の設置その他環境省令で定める措置を講じていない処分場については、廃棄物を埋立処分することは認められないこと。